・ 熊取町の障がい者手帳所持者数



LACKULI) Le T51) りょういくて51) せいしんしょう しゃ ほけん ふくし て51)
■身体障がい者手帳 ■療育手帳 ■精神障がい者保健福祉手帳

(まとりちょう しんだいしょう しゃてちょう しょじしゃ 熊取町の身体障がい者手帳の所持者は ばげん りょういくてちょうおよ せいしんしょう しゃほけんふくし 微減、療育手帳及び精神障がい者保健福祉でちょう しょじしゃすう ぞうか けいこう 手帳の所持者数は増加の傾向にあります。

ふ(す) てちょう も ぱあい けいじょう ※複数の手帳をお持ちの場合はそれぞれで計上しています。

計画の策定体制

けいかくさくてい しょう ひと ちょうさ くわ しょう ふくし とう 計画策定にあたっては、障がいのある人へのアンケート調査に加え、障がい福祉サービス等 りょうしゃ しょう ふくしかんけいだんたい そうだんしえんじぎょうしょ いけん き けっか ふの利用者、障がい福祉関係団体や相談支援事業所から意見をお聞きし、その結果も踏まえて、 くまとりちょうしょうがいしゃしさくすいしんいいんかい きょうぎ ちにな 熊取町障害者施策推進委員会において協議を行いました。

熊取町障害者施策 推進委員会

アンケート調査

- ・町内仕住の しょう じどう 障がいのある児童

ヒアリング等調査

- しょう ふくし とう りょうしゃ ・ 障がい福祉サービス等の利用者
- ・障がい福祉関係団体
- じりつしえんきょうぎかいそうだんしえんぶかい
 ・自立支援協議会相談支援部会にしまぞく そうだんしえんじぎょうしょ
 所属する相談支援事業所

パブリック コメント

計画の詳しい内容は、町のホームページや 役場住民情報コーナー・図書館でご覧いただけます

令和6年3月

発 行:熊取町 健康福祉部障がい福祉課

電話: 072-452-6289ファックス: 072-453-7196

メ - ル:shougai@town.kumatori.lg.jp





熊取町

第4次障がい者計画

[概要版]



計画の策定にあたって

しょう しゃけいかく しょうがいしゃきほんほう もと ほんちょう しょう しゃしさく かん きほんてき 障がい者計画は、障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策に関する基本的な ほうこうせいとう きだ 方向性等を定めるものです。

くに あら せいど ふ しょう ひと せい でん そうご じんかく こせい そんちょう あ 国の新たな制度を踏まえ障がいのある人もない人も相互の人格と個性を尊重し合い、ともに まい ままょうせいしゃかい じつげん けいかく さくてい 支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現をめざし、計画を策定しました。

(まとりきょう 熊取町 第4次 障がい者計画 ****** 基本的な方針や目標を定めています。

はいかくきかん れいか ねんど れいか ねんど おんかん 計画期間は、令和6年度から令和14年度までの9年間 しゃかいじょうきょう へんか かんれんせいど ほうれい かいせい しきくとし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の まいしんじょうきょうき か ななお 推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直します。

熊取町 第7期障がい 福祉計画

熊取町 第3期障がい児 メイレ けいかく 福祉計画 はう ふくしけいかく しょう じょくしけいかく しょう ふくし 障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉サービスの提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施をかくほ もくてき さくてい こんき けいかくきかん 確保することを目的として策定し、今期の計画期間はいずれか、令和6年度から令和8年度までの3か年です。

_ 4

1

基本理念

障; が 0 あ き る **人** ⁰ 2 き ŧ と暮ら な い せ ŧ 住, み 共 生 慣 れ の た まち 地 域 11 で h

基本日標

1 障がいのある人が生きがいを持ち、 自立した生活を送り、自分らしく暮らせるまちづくり

でと と ま しゃかいてきしょうへき と のぞ しょう 障がいのある人を取り巻く社会的障壁を取り除き、 障がいのある できるした。 ものエンパワメント (利用者が持っている力を自覚して行動できるよ えんじょ うに援助すること) やストレングス (強みや長所) に着目して、個性や のラリュヒ(゚゚゚はっき じりっ せいかっ ホヒ√ しゃかい く 能力を発揮させ、自立した生活を送り、いきいきと社会で暮らせるま ちづくりをめざします。

2 生涯にわたって切れ目のない支援があるまちづくり

では、しょうがいせいかつ でっよう しぇん き め 障がいのある人の生涯生活をとおして、必要な支援が切れ目なく たが ぶんや れんけい おうだんてき しえん ていきょう スポーツ活動など、互いの分野が連携した横断的な支援が提供され る取り組みとともに、ライフステージに対応した一貫した支援を実施 していきます。

3 地域が支えて安心して暮らし続けられるまちづくり

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるよ う、地域における自立した生活を支援する仕組みづくりを進め、地域 まょうせいしゃかい じつげん 共生社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が安心した生活を送り、必要なサービスを できせつう。そうだんしえんだいせいでいる。適切に受けられるよう、相談支援体制を整備します。

4 一人ひとりの違いを個性と認め、 差別がない理解し合えるまちづくり

しょう ひと こせい じんかく せいかつ そんちょう きべっかいしょう 障がいのある人の個性や人格、生活が尊重されるよう、差別解消 けんりょうご や権利擁護のための施策を推進します。

ー人ひとりが、 障がいや障がいのある人について正しく理解でき こうほう るよう、広報していきます。

取り組み方針と内容

● 障がいを理解し、支え合う社会の推進

- しょう ひと きべっかいょう む 障がいのある人の差別解消に向けて
- じょう りゃい けいはつ まま 障がいへの理解と啓発を進めるために

2 ワンストップで相談できる体制の充実

そうだんしぇん じゅうじっ 2-1 相談支援の充実をめざして

3 住み慣れた地域で、共に労心して暮らせる支援の充実

- ひつよう じょうほう ひつよう ひと し 必要な情報を必要な人が知るために
- にゅうみんどうし きき あ ちいき あんしん く 住民同士が支え合い、地域で安心して暮らすために
- 3-3 安心して保健・医療サービスを受けるために はいがいじ ひなん ふく ぼうさいたいさく すす 3-4 災害時の避難を含めた防災対策を進めるために
- またした。 せいかっ ほうはんかつどう すす 安心して生活するための防犯活動を進めるために

4 子どもの育ちを支える体制の整備

- そうきりょういく じゅうじつ 早期療育の充実
- 4-2 配慮の必要な子どもへの支援とインクルーシブ 教育(障がい である子どもと障がいのない子どもが共に学ぶしくみ)の充実

0歳から18歳まで 切れ首のない支援を 行うための体制が 整っている

⑤ 社会活動等に参加できるための支援

- しゃかいかつどう ちいきかつどう ぶんか げいじゅつ かつどうとう さんか ちー1 社会活動、地域活動、文化・芸術・スポーツ活動等への参加 を促進するために
- 5-2 コミュニケーション支援の充実をめざして
- 5-3 ユニバーサルデザイン (障がいの有無に関わらずすべての しょっか 人に使いやすいようにつくられた施設やデザイン) に基づく ***
 バリアフリーを進めるために
- しゅうろうし えん じゅうじつ む 5-4 就労支援の充実に向けて

めざすべき姿

障がいへの正しい理解と 支え合いが広まっている

みぢか ちいき ひとり 身近な地域で一人ひとり に合った相談を受けられる 環境が整っている

必要な情報が提供され、 必要な支援が受けられる 環境が整っている

障がいのある人が 社会活動、地域活動、 文化・芸術・スポーツ 活動に参加しやすく なっている